

国立大学法人大分大学における令和2年4月1日付け事務組織の改組に伴う関係規程の整備に関する規程

令和2年4月1日制定

令和2年規程第34号

(国立大学法人大分大学運営会議規程の一部改正)

第1条 国立大学法人大分大学運営会議規程(平成16年規程第2号)第3条第10号の規定中「研究・社会連携部長」を「研究推進部長」とする。

(国立大学法人大分大学部門会議規程の一部改正)

第2条 国立大学法人大分大学部門会議規程(平成20年規程第55-2号)別表について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 学生支援部門会議の項中「学生支援課長」を「学生・留学生支援課長」とし、「学生支援課」を「学生・留学生支援課」とする。
- (2) 研究戦略・推進部門会議の項中「研究・社会連携部長」を「研究推進部長」とし、「研究・社会連携課長」を「研究推進課長」とし、「研究・社会連携課」を「研究推進課」とし、「国際交流課長」を削る。
- (3) 社会連携推進部門会議の項中「研究・社会連携部長」を「研究推進部長」とし、「研究・社会連携課長」を「産学連携課長」とし、「研究・社会連携課」を「産学連携課」とする。
- (4) 財務・環境部門会議の項中「研究・社会連携部長」を「研究推進部長」とする。

(国立大学法人大分大学人事会議規程の一部改正)

第3条 国立大学法人大分大学人事会議規程(平成28年規程第63号)別表について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 全学研究推進部門の項中「研究・社会連携課」を「研究推進課」とする。
- (2) 産学官連携推進部門の項中「研究・社会連携課」を「産学連携課」とする。
- (3) C O C + 推進部門の項中「研究・社会連携課」を「教育支援課」とする。
- (4) 国際教育研究推進部門の項中「国際交流課」を「研究推進課又は学生・留学生支援課」とする。
- (5) 減災・復興デザイン教育研究部門の項中「研究・社会連携課」を「産学連携課」とする。
- (6) 保健管理部門の項中「学生支援課」を「学生・留学生支援課」とする。

(国立大学法人大分大学公印規程の一部改正)

第4条 国立大学法人大分大学公印規程(平成16年規程第9号)別表について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 部局等印の部大分大学全学研究推進機構の印の項中「研究・社会連携課長」を「研究推進課長」とし、同部大分大学産学官連携推進機構の印の項中「研究・社会連携課長」を「産学連携課長」とし、同部大分大学C O C + 推進機構の印の項中「研究・社会連携

課長」を「教育支援課長」とし、同部大分大学国際教育研究推進機構の印の項中「国際交流課長」を「研究推進課長」とし、同部大分大学国際教育研究推進機構国際教育推進センターの印の項中「国際交流課長」を「学生・留学生支援課長」とし、同部大分大学保健管理センターの印の項中「学生支援課長」を「学生・留学生支援課長」とし、同部大分大学減災・復興デザイン教育研究センターの印の項中「研究・社会連携課長」を「産学連携課長」とする。

- (2) 職印の部大分大学長の印の項中「学生支援課長」を「学生・留学生支援課長」とし、同部大分大学全学研究推進機構長の印の項中「研究・社会連携課長」を「研究推進課長」とし、同部大分大学産学官連携推進機構長の印の項中「研究・社会連携課長」を「産学連携課長」とし、同部大分大学COC+推進機構長の印の項中「研究・社会連携課長」を「教育支援課長」とし、同部大分大学国際教育研究推進機構長の印の項中「国際交流課長」を「研究推進課長」とし、同部大分大学国際教育研究推進機構国際教育推進センター長の印の項中「国際交流課長」を「学生・留学生支援課長」とし、同部大分大学保健管理センター所長の印の項中「学生支援課長」を「学生・留学生支援課長」とし、同部大分大学減災・復興デザイン教育研究センター長の印の項中「研究・社会連携課長」を「産学連携課長」とし、同部国立大学法人大分大学全学研究推進部門長の印の項中「研究・社会連携課長」を「研究推進課長」とし、同部国立大学法人大分大学産学官連携推進部門長の印の項中「研究・社会連携課長」を「産学連携課長」とし、同部国立大学法人大分大学COC+推進部門長の印の項中「研究・社会連携課長」を「教育支援課長」とし、同部国立大学法人大分大学国際教育研究推進部門長の印の項中「国際交流課長」を「研究推進課長」とし、同部国立大学法人大分大学減災・復興デザイン教育研究部門長の印の項中「研究・社会連携課長」を「産学連携課長」とし、同部国立大学法人大分大学保健管理部門長の印の項中「学生支援課長」を「学生・留学生支援課長」とし、同部大分大学国際交流会館長の印の項中「国際交流課長」を「学生・留学生支援課長」とし、同部大分大学研究・社会連携部長の印の項中「研究・社会連携課長」を「研究推進課長」とし、同部中「大分大学研究・社会連携部長の印」を「大分大学研究推進部長の印」とする。

(国立大学法人大分大学文書処理規程の一部改正)

第5条 国立大学法人大分大学文書処理規程（平成16年規程第10号）第2条第2号の規定中「事務局各課，各学部事務部及び監査室」を「監査室，事務局各課及び各学部事務部」とする。

(国立大学法人大分大学事務連絡協議会規程の廃止)

第6条 国立大学法人大分大学事務連絡協議会規程（平成19年規程第69号）は、廃止する。

(国立大学法人大分大学事務組織規程の一部改正)

第7条 国立大学法人大分大学事務組織規程（平成20年規程第74号）について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 第1条の次に次の1条を加える。

(監査室)

第1条の2 監査室は、法人における内部監査計画を企画立案し、及び実施する。

2 監査室に、室長のほか、必要に応じて副室長、係長、主任その他の職員を置く。

(2) 第3条第1項の規定中「(事務局の部及び室の配置)」を「(事務局の部の配置)」とし、「研究・社会連携部」を「研究推進部」とする。

(3) 第4条第2項の規定中「研究・社会連携部」を「研究推進部」とし、「研究・社会連携課、国際交流課」を「研究推進課、産学連携課」とする。

(4) 第4条第4項の規定中「学生支援課」を「学生・留学生支援課」とする。

(5) 第7条第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第8号を1号ずつ繰り上げる。

(6) 第8条を削り、「第9条」を「第8条」とする。

(国立大学法人大分大学文書決裁規程の一部改正)

第8条 国立大学法人大分大学文書決裁規程（平成21年規程第36号）について、次の各号に掲げるとおり改正する。

(1) 第2条第6号の規定中「事務局各課長、各学部事務部事務長及び監査室長」を「監査室長、事務局各課長及び各学部事務部事務長」とする。

(2) 別表第2の（研究・社会連携部関係）の表中「(研究・社会連携課関係)」を「(研究推進課関係)」とする。

(3) 別表第2の（研究・社会連携部関係）の表中「2 科学研究費補助金等の使用内訳の軽微な変更に関するもの」、「3 科学研究費補助金等の研究分担の承諾に関するもの」、「7 本学以外の主催に係る学会、研究会及び講習会等への参加者募集に関するもの」、「11 その他研究助成の申請に関するもの」及び「14 学術情報の収集及び発信に関すること（特に重要なものを除く。）」の専決者欄の「研究・社会連携課長」を「研究推進課長」とする。

(4) 別表第2の（研究・社会連携部関係）の表中「15 知的財産の権利化及び維持・管理に関するもの」の項の次に次のように加える。

(産学連携課関係)		
1 受託研究、共同研究の審査依頼に関するもの	学長	産学連携課長
2 受託研究、共同研究の締結通知に関するもの	契約担当役	産学連携課長
3 受託研究、共同研究の支出予算に関するもの	学長	産学連携課長
4 その他研究助成の申請に関するもの	学長	産学連携課長
5 地域社会との連携・推進に関すること（特に重要なものを除く。）」	学長	研究推進部長
6 大学開放事業等の社会貢献に関すること（特に重要なものを除く。）」	学長	産学連携課長
7 学術情報の収集及び発信に関すること（特に重要なものを除く。）」	学長	産学連携課長
8 知的財産の権利化及び維持・管理に関するもの	学長	産学連携課長

- (5) 別表第2の(研究・社会連携部関係)の表中「8 受託研究, 共同研究の審査依頼に関するもの」, 「9 受託研究, 共同研究の締結通知に関するもの」, 「10 受託研究, 共同研究の支出予算に関するもの」, 「12 地域社会との連携・推進に関すること(特に重要なものを除く。)」, 「13 大学開放事業等の社会貢献に関すること(特に重要なものを除く。)」及び「15 知的財産の権利化及び維持・管理に関するもの」の項を削り, 「11 その他研究助成の申請に関するもの」を「8 その他研究助成の申請に関するもの」とし, 「14 学術情報の収集及び発信に関すること(特に重要なものを除く。)」を「9 学術情報の収集及び発信に関すること(特に重要なものを除く。)」とする。
- (6) 別表第2の(研究・社会連携部関係)の表中「(国際交流関係) 1 国際交流・学術振興基金の運用に関するもの」, 「2 国際交流会館に係る債権発生(消滅を含む。)の通知」及び「3 外国人留学生に関する学内照会」の項を削る。
- (7) 別表第2中「研究・社会連携部」を「研究推進部」とし, 「研究・社会連携部長」を「研究推進部長」とする。
- (8) 別表第2の(学生支援部関係)の表中「学生支援課」を「学生・留学生支援課」とし, 「学生支援課長」を「学生・留学生支援課長」とする。
- (9) 別表第2の(学生支援部関係)の表中「4 大分大学修学支援事業基金の運用に関するもの」の項の次に次のように加える。

5 国際交流・学術振興基金の運用に関するもの	学長	学生・留学生支援課長
6 国際交流会館に係る債権発生(消滅を含む。)の通知	国際交流会館館長	学生支援部長
7 外国人留学生に関する学内照会	学長	学生支援部長

- (10) 別表第2の(学内共同教育研究施設等関係)の表中専決者欄の「研究・社会連携課長, 国際交流課長, 学術情報課長, 教育支援課長」を「研究推進課長, 産学連携課長, 学術情報課長, 教育支援課長」とする。

(国立大学法人大分大学法人文書管理規程の一部改正)

第9条 国立大学法人大分大学法人文書管理規程(平成23年規程第23号)第6条第1項の規定中「事務局各課にあつては課長, 学部事務部(課を置く学部事務部を除く。)にあつては事務長, 監査室にあつては室長をもって充て,」を「監査室にあつては室長, 事務局各課にあつては課長, 学部事務部(課を置く学部事務部を除く。)にあつては事務長をもって充て,」とする。

(国立大学法人大分大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程の一部改正)

第10条 国立大学法人大分大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程(平成28年規程第9号)第9条第5号の規定中「学生支援部学生支援課」を「学生支援部学生・留学生支援課」とする。

(国立大学法人大分大学情報公開，個人情報保護，特定個人情報の取扱い及び非識別加工情報の管理に関する委員会規程の一部改正)

第11条 国立大学法人大分大学情報公開，個人情報保護，特定個人情報の取扱い及び非識別加工情報の管理に関する委員会規程(平成20年規程第18号)第3条第1項第8号の規定中「研究・社会連携部長」を「研究推進部長」とする。

(国立大学法人大分大学個人情報の保護及び特定個人情報の取扱いに関する規程の一部改正)

第12条 国立大学法人大分大学個人情報の保護及び特定個人情報の取扱いに関する規程(平成27年規程第61号)第4条第1項の規定中「事務局の課にあつては課長，学部事務部(課を置く学部事務部を除く。)にあつては事務長，監査室にあつては室長，」を「監査室にあつては室長，事務局の課にあつては課長，学部事務部(課を置く学部事務部を除く。)にあつては事務長，」とする。

(国立大学法人大分大学に勤務する職員の勤務時間，休日，休暇等に関する規程の一部改正)

第13条 国立大学法人大分大学に勤務する職員の勤務時間，休日，休暇等に関する規程(平成16年規程第21号)第6条第4項の規定中「各課，学部事務部及び監査室」を「監査室，各課及び学部事務部」とする。

(国立大学法人大分大学人事政策会議規程の一部改正)

第14条 国立大学法人大分大学人事政策会議規程(平成17年規程第93号)第4条第1項第8号の規定中「研究・社会連携部長」を「研究推進部長」とする。

(国立大学法人大分大学ダイバーシティ推進会議規程の一部改正)

第15条 国立大学法人大分大学ダイバーシティ推進会議規程(平成29年規程第38号)第4条第1項第11号の規定中「研究・社会連携部長」を「研究推進部長」とする。

(国立大学法人大分大学ダイバーシティ推進本部規程の一部改正)

第16条 国立大学法人大分大学ダイバーシティ推進本部規程(平成29年規程第39号)第7条第3項第6号の規定中「研究・社会連携部長」を「研究推進部長」とする。

(国立大学法人大分大学放射線安全管理規程の一部改正)

第17条 国立大学法人大分大学放射線安全管理規程(平成16年規程第103号)第22条の規定中「研究・社会連携部研究・社会連携課」を「研究推進部研究推進課」とする。

(国立大学法人大分大学放射線安全管理委員会規程の一部改正)

第18条 国立大学法人大分大学放射線安全管理委員会規程(平成16年規程第104号)第8条第1項の規定中「研究・社会連携部研究・社会連携課」を「研究推進部研究推進課」とする。

(国立大学法人大分大学教育研究用エックス線障害防止規程の一部改正)

第19条 国立大学法人大分大学教育研究用エックス線障害防止規程（平成16年規程第105号）第10条の規定中「研究・社会連携部研究・社会連携課」を「研究推進部研究推進課」とする。

（国立大学法人大分大学遺伝子組換え実験安全管理規程の一部改正）

第20条 国立大学法人大分大学遺伝子組換え実験安全管理規程（平成16年規程第110号）第5条第14項の規定中「研究・社会連携部研究・社会連携課」を「研究推進部研究推進課」とする。

（国立大学法人大分大学国際交流会館規程の一部改正）

第21条 国立大学法人大分大学国際交流会館規程（平成16年規程第114号）第13条の規定中「研究・社会連携部国際交流課」を「学生支援部学生・留学生支援課」とする。

（国立大学法人大分大学研究公正委員会規程の一部改正）

第22条 国立大学法人大分大学研究公正委員会規程（平成19年規程第74号）第3条第1項第8号の規定中「研究・社会連携部長」を「研究推進部長」とし、第5条の規定中「研究・社会連携部研究・社会連携課」を「研究推進部研究推進課」とする。

（国立大学法人大分大学研究不正調査委員会規程の一部改正）

第23条 国立大学法人大分大学研究不正調査委員会規程（平成19年規程第75号）第7条の規定中「研究・社会連携部研究・社会連携課」を「研究推進部研究推進課」とする。

（国立大学法人大分大学研究不正防止コンプライアンス室規程の一部改正）

第24条 国立大学法人大分大学研究不正防止コンプライアンス室規程（平成19年規程第76号）第3条第1項第5号の規定中「研究・社会連携部長」を「研究推進部長」とし、第5条の規定中「研究・社会連携部研究・社会連携課」を「研究推進部研究推進課」とする。

（国立大学法人大分大学動物実験規程の一部改正）

第25条 国立大学法人大分大学動物実験規程（平成19年規程第91号）第9条の規定中「研究・社会連携部研究・社会連携課」を「研究推進部研究推進課」とする。

（国立大学法人大分大学利益相反マネジメント規程の一部改正）

第26条 国立大学法人大分大学利益相反マネジメント規程（平成21年規程第57号）第6条第1項第5号の規定中「研究・社会連携部長」を「研究推進部長」とし、第21条の規定中「研究・社会連携部研究・社会連携課」を「研究推進部産学連携課」とする。

（国立大学法人大分大学研究用微生物等安全管理規程の一部改正）

第27条 国立大学法人大分大学研究用微生物等安全管理規程（平成26年規程第23号）第9条第1項の規定中「研究・社会連携部研究・社会連携課」を「研究推進部研究推進課」とす

る。

(国立大学法人大分大学における研究活動に係る不正行為防止等に関する規程の一部改正)

第28条 国立大学法人大分大学における研究活動に係る不正行為防止等に関する規程(平成27年規程第33号)第14条の規定中「研究・社会連携部研究・社会連携課」を「研究推進部研究推進課」とする。

(国立大学法人大分大学における公的研究費の不正使用防止等に関する規程の一部改正)

第29条 国立大学法人大分大学における公的研究費の不正使用防止等に関する規程(平成27年規程第34号)第17条の規定中「研究・社会連携部研究・社会連携課」を「研究推進部研究推進課」とする。

(国立大学法人大分大学研究用麻薬及び向精神薬取扱規程の一部改正)

第30条 国立大学法人大分大学研究用麻薬及び向精神薬取扱規程(平成30年規程第50号)第14条の規定中「研究・社会連携部研究・社会連携課」を「研究推進部研究推進課」とする。

(国立大学法人大分大学核燃料物質管理委員会規程の一部改正)

第31条 国立大学法人大分大学核燃料物質管理委員会規程(平成30年規程第53号)第4条第1項第3号の規定中「研究・社会連携部長」を「研究推進部長」とし、第10条の規定中「研究・社会連携部研究・社会連携課」を「研究推進部研究推進課」とする。

(国立大学法人大分大学情報化統括責任者等規程の一部改正)

第32条 国立大学法人大分大学情報化統括責任者等規程(平成20年規程第56号)第4条の規定中「研究・社会連携部」を「研究推進部」とする。

(国立大学法人大分大学情報セキュリティ基本規程の一部改正)

第33条 国立大学法人大分大学情報セキュリティ基本規程(平成23年規程第9号)第18条の規定中「研究・社会連携部」を「研究推進部」とする。

(国立大学法人大分大学会計事務取扱規程の一部改正)

第34条 国立大学法人大分大学会計事務取扱規程(平成16年規程第50号)について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 別表第1中「研究・社会連携部長」を「研究推進部長」とする。
- (2) 別表第2中「研究・社会連携部」を「研究推進部」とし、「研究・社会連携部長」を「研究推進部長」とする。
- (3) 別表第2中「研究・社会連携課が所掌する契約に関する事務(予定価格500万円未満の契約行為)」の項の次に次のように加える。

産学連携課長	産学連携課が所掌する契約に関する事務(予定価格500万円未満
--------	--------------------------------

	の契約行為)
--	--------

- (4) 別表第2中「研究・社会連携課」を「研究推進課」とし、「研究・社会連携課長」を「研究推進課長」とする。
- (5) 別表第3中「研究・社会連携部」を「研究推進部」とし、「研究・社会連携部長」を「研究推進部長」とする。
- (6) 別表第3中「1. 契約担当役（学長が指名する理事）及び分任契約担当役（医学部附属病院長）の補助者」の表の研究・社会連携課長の項を次のとおりとする。

産学連携課長	産学連携課が所掌する契約（共同研究等）に係る契約書案の作成
--------	-------------------------------

- (7) 別表第3中「1. 契約担当役（学長が指名する理事）及び分任契約担当役（医学部附属病院長）の補助者」の表の研究・社会連携課外部資金係長の項を次のとおりとする。

産学連携課外部資金・知的財産係長	産学連携課が所掌する契約（共同研究等）に係る契約書案の作成 補助
------------------	-------------------------------------

- (8) 別表第4中国際交流課留学生係長の項を次のとおりとする。

学生・留学生支援課 留学生係長	留学生に係る寄宿料の収納に関する次の事務 (1) 収入金の収納，領収書の発行 (2) 現金出納帳の記帳
--------------------	---

- (9) 別表第4中「学生支援課主査」を「学生・留学生支援課学生支援係長」とおりとする。

(国立大学法人大分大学予算管理規程の一部改正)

第35条 国立大学法人大分大学予算管理規程（平成16年規程第53号）別表第3について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 保健管理センターの項中「学生支援課長」を「学生・留学生支援課長」とする。
- (2) 全学研究推進機構の項中「研究・社会連携部研究・社会連携課長」を「研究推進部研究推進課長」とする。
- (3) 産学官連携推進機構の項中「研究・社会連携部研究・社会連携課長」を「研究推進部産学連携課長」とする。
- (4) COC+推進機構の項中「研究・社会連携部研究・社会連携課長」を「学生支援部教育支援課長」とする。
- (5) 国際教育研究推進機構の項中「研究・社会連携部国際交流課長」を「研究推進部研究推進課長（国際医療戦略研究推進センターに係るものに限る。） 学生支援部学生・留学生支援課（国際教育推進センターに係るものに限る。）」とする。
- (6) 減災・復興デザイン教育研究センターの項中「研究・社会連携部研究・社会連携課長」を「研究推進部産学連携課長」とする。
- (7) 学術情報拠点の項中「研究・社会連携部学術情報課長」を「研究推進部学術情報課長」とする。

(国立大学法人大分大学予算委員会規程の一部改正)

第36条 国立大学法人大分大学予算委員会規程（平成17年規程第84号）第4条第1項第1

0号の規定中「研究・社会連携部長」を「研究推進部長」とする。

(国立大学法人大分大学固定資産管理規程の一部改正)

第37条 国立大学法人大分大学固定資産管理規程（平成19年規程第19号）別表第2中「研究・社会連携部長」を「研究推進部長」とする。

(国立大学法人大分大学における省エネルギーに関する規程の一部改正)

第38条 国立大学法人大分大学における省エネルギーに関する規程（平成22年規程第7号）別表第1について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 且野原キャンパスの部保健管理センターの項中「学生支援課長」を「学生・留学生支援課長」とし、同部全学研究推進機構（且野原）の項中「研究・社会連携課長」を「研究推進課長」とし、同部産学官連携推進機構の項中「研究・社会連携課長」を「産学連携課長」とし、同部COC+推進機構の項中「研究・社会連携部長」を「学生支援部長」とし、同部COC+推進機構の項中「研究・社会連携課長」を「教育支援課長」とし、同部国際教育研究推進機構（且野原）の項中「国際交流課長」を「研究推進課長」とし、同部減災・復興デザイン教育研究センターの項中「研究・社会連携課長」を「産学連携課長」とし、同部課外活動福利施設の項中「学生支援課長」を「学生・留学生支援課長」とする。
- (2) 挾間キャンパスの部全学研究推進機構（挾間）の項中「研究・社会連携課長」を「研究推進課長」とし、同部国際教育研究推進機構（挾間）の項中「研究・社会連携課長」を「研究推進課長」とする。

(大分大学学生寮規程の一部改正)

第39条 大分大学学生寮規程（平成16年規程第95号）第17条の規定中「学生支援課」を「学生・留学生支援課」とする。

(大分大学学生会館規程の一部改正)

第40条 大分大学学生会館規程（平成16年規程第96号）第4条の規定中「学生支援課」を「学生・留学生支援課」とする。

(大分大学厚生施設規程の一部改正)

第41条 大分大学厚生施設規程（平成16年規程第97号）第7条の規定中「学生支援課」を「学生・留学生支援課」とする。

(大分大学体育施設管理運営規程の一部改正)

第42条 大分大学体育施設管理運営規程（平成16年規程第98号）第4条の規定中「学生支援課」を「学生・留学生支援課」とする。

(大分大学体育系サークル共用施設使用規程の一部改正)

第43条 大分大学体育系サークル共用施設使用規程（平成16年規程第99号）第2条の規定中「本学の学生及び学生団体」を「本学の学生及び留学生並びに学生団体」とし、第4条の規定中「学生支援課」を「学生・留学生支援課」とする。

（大分大学文化系サークル共用施設使用規程の一部改正）

第44条 大分大学文化系サークル共用施設使用規程（平成16年規程第100号）第2条の規定中「本学の学生及び文化系サークル団体」を「本学の学生及び留学生並びに文化系サークル団体」とし、第4条の規定中「学生支援課」を「学生・留学生支援課」とする。

（大分大学日本学生支援機構大学院第一種奨学金返還免除候補者選考委員会規程の一部改正）

第45条 大分大学日本学生支援機構大学院第一種奨学金返還免除候補者選考委員会規程（平成17年規程第4号）第10条の規定中「学生支援課」を「学生・留学生支援課」とする。

（大分大学学生懲戒規程の一部改正）

第46条 大分大学学生懲戒規程（平成18年規程第76号）第20条の規定中「学生支援課」を「学生・留学生支援課」とする。

（大分大学全学教育機構規程の一部改正）

第47条 大分大学全学教育機構規程（平成20年規程第9号）第6条第2項中第11号を削り、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

（10） 学生・留学生支援課長

（大分大学びあROOM規程の一部改正）

第48条 大分大学びあROOM規程（平成24年規程第22号）第7条第2項第6号の規定中「学生支援課職員」を「学生・留学生支援課職員」とし、第9条の規定中「学生支援課」を「学生・留学生支援課」とする。

（大分大学修学支援事業基金規程の一部改正）

第49条 大分大学修学支援事業基金規程（平成28年規程第49号）第8条の規定中「学生支援課」を「学生・留学生支援課」とする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。